恵那市住宅リフォームローン利子補給金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、住宅のリフォームの際、市内金融機関から当該工事に要する資金の借入れを行った個人が償還に伴い支払った利子に対し、予算の範囲内において、恵那市住宅リフォームローン利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　（１）　住宅　自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室その他設備を有する住宅をいう。

　（２）　市内金融機関　恵那市内に本支店を有する金融機関及び東海労働金庫中津川支店をいう。

　（３）　リフォーム　住宅の老朽化した部分を新築時の状態に近づける工事であって、補修、修繕、増築及び改築をいう。

　（４）　耐震化工事　恵那市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成19年恵那市告示59第）第２条第７号に規定する耐震改修工事をいう。

　（５）　住宅ローン等　第３号に規定するリフォームに係る費用に対し、市内金融機関が個人に対して実施する資金の借入れ制度をいう。

　（交付対象者）

第３条　利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

　（１）　第４条の申請時において本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第６条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者

　（２）　市内に事業所のある事業者が施工するリフォームであること。

　（３）　リフォーム完了後においても居住を継続すること。

　（４）　住宅ローン等の借入れをしている者

　（５）　市税の滞納がないこと。

　（利子補給金の額等）

第４条　利子補給金の交付の対象となる期間は、住宅ローン等の償還が開始した日から12月を経過する日までの間に限るものする。

２　利子補給金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

　（１）　耐震化工事を含むリフォーム　住宅ローン等の償還に要した利子額に

相当する額とし、30万円を上限とする。

　（２）　耐震化工事を含まないリフォーム　住宅ローン等の償還に要した利子

額の２分の１に相当する額とし、10万円を上限とする。

３　前項の規定にかかわらず、算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

　（住宅ローン等の実行報告）

第５条　利子補給金の交付を申請しようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、住宅ローン等の借り入れが実行された日から起算して30日以内に、恵那市住宅リフォームローン利子補給金借入れ実行報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

　（１）　支払う利子額を確認できる書類の写し

　（２）　融資の実行が分かる書類の写し

　（３）　工事の内容が分かる書類の写し

（４）　その他市長が必要と認める書類

　（交付申請）

第６条　前条に規定する報告をした申請者は、償還開始から12月を経過した日から起算して30日以内に、恵那市住宅リフォームローン利子補給金申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　利子の返済が確認できる書類

（２）　市税の納付状況の確認同意書（様式第３号）

（３）　その他市長が必要と認める書類

　（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定する。

２　市長は、前項の規定により利子補給金の交付又は不交付を決定したときは、申請者に対し、恵那市住宅リフォームローン利子補給金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

　（交付請求）

第８条　前条の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、恵那市住宅リフォームローン利子補給金交付請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

　（利子補給金の交付）

第９条　市長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者に対し、速やかに利子補給金を支払うものとする。

　（交付決定の取消し等）

第10条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、恵那市住宅リフォームローン利子補給金交付決定取消通知書・返還命令書（様式第６号）により交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全額又は一部の返還を命じるものとする。

　（１）　偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。

　（２）　利子補給金の交付決定の内容及び本要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

　（恵那市補助金等交付規則の適用除外）

第11条　この利子補給金については、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）の規定は、適用しない。

　（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和７年４月１日から施行する。